

報告第12号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸本 聡子

令和5年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自令和5年4月1日

至令和6年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

目 次

令和5年度事業報告書

I	はじめに	-----	1
II	事業の概要	-----	2
III	事業実績	-----	4
IV	事業報告の附属明細書	-----	2 2
	参考資料	-----	2 3

令和5年度理事会・評議員会開催状況

I	理事会開催状況	-----	2 9
	役員名簿	-----	3 0
II	評議員会開催状況	-----	3 1
	評議員名簿	-----	3 2

令和5年度決算書

I	貸借対照表	-----	3 3
II	正味財産増減計算書	-----	3 7
III	正味財産増減計算書内訳表	-----	4 1
IV	財務諸表に対する注記	-----	4 5
V	附属明細書	-----	4 9
VI	財産目録	-----	5 3

	令和5年度監査報告書	-----	5 7
--	------------	-------	-----

	定款	-----	5 9
--	----	-------	-----

令和5年度

事 業 報 告 書

I はじめに

この間、民間企業に雇用される障害者の人数は着実な伸びを見せており、厚生労働省東京労働局が集計した令和5年6月1日時点の都内民間企業の障害者雇用総数は23万9,000人を超え、実雇用率は前年比0.07ポイント増の2.21%を記録した。また、令和5年5月31日発表の同局集計による令和4年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は6,581件で、対前年度比プラス8.2%となり2年連続の増加となった。このうち障害種別では、対前年度比で身体障害者7.5%増、知的障害者3.2%減となっている中で、精神障害者は29.4%増となり、他の障害者に比べて高い伸び率を示している。

さらに、民間企業に義務付けられている法定雇用率は、令和6年4月からはこれまでの2.3%から2.5%に引き上げられるとともに、改正障害者雇用促進法に基づき、令和6年4月から週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を雇用した場合、雇用率に算定できるようになるなど、障害者雇用をめぐる環境の充実が図られたところである。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、当事業団では今後3年間の事業の基本的な方向性を定めた「ワークサポート杉並 事業推進プラン」を改定するとともに、現行の事業推進プランの目標達成に向けて、計画事業の着実な実施に努めてきた。

事業運営に関しては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となったが、引き続き利用者と職員の安全確保に努めながら、企業面接や職場訪問を積極的に行うとともに、利用者一人ひとりの障害特性やニーズに応じた支援に取り組んだ。さらに企業向けセミナー、家族や支援者向けセミナーなどの各種普及・啓発事業を実施した。

また、特に近年、重度障害者や精神障害者の相談が増えている傾向にあることから、事業推進プランの改定に合わせて、重度障害者等に向けた新規事業立ち上げの準備を進めたところである。

その他の取組としては、利用者に向けた各種余暇支援事業、利用登録者に対する今後の利用ニーズ等のアンケート調査結果の集計を実施したほか、区内の福祉施設等関係機関と連携した障害者雇用支援ネットワーク会議の運営、就労支援スキルの向上や人材育成を図るための事業団内部の自主的な職員研修やOJT研修を行った。

II 事業の概要

1 事業の構成

定款第4条に定める事業		実施事業 (公益目的事業※1)
第1号事業	障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援	主として 区市町村障害者就労 支援事業※2
第2号事業	事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援	
第3号事業	障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発	
第4号事業	地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援	
第5号事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業 就労定着支援事業

※1 平成25年4月1日より東京都から公益法人認定を受けて公益目的事業として実施している

※2 就労移行支援事業、就労定着支援事業においても、必要に応じてまたは受託事業と連携して、第1号～第4号に相当する業務を実施している

2 実施事業

(1) 区市町村障害者就労支援事業【受託事業】

東京都の補助事業である「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づいて、区からの委託を受けて事業を実施している。

《業務内容》

- ① 利用登録
- ② 就労面の支援
- ③ 生活面の支援
- ④ 地域開拓促進に係る支援
- ⑤ 職業能力、適性の評価
- ⑥ 特別支援学校等との連携
- ⑦ 地域の福祉施設等における一般就労への支援

(2) 就労移行支援事業、就労定着支援事業【障害福祉サービス事業】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で、東京都から事業者指定を受け、事業を実施している。利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として、独立採算の視点を持って事業を運営している。

サービスの種類	指定年月日	設置者	事業所名
就労移行支援事業	平成 24 年 4 月 1 日	公益財団法人 杉並区障害者 雇用支援事業団	杉並区障害者 雇用支援センター
就労定着支援事業	平成 30 年 10 月 1 日		

3 事業推進プラン

事業団の5か年の事業計画として、「ワークサポート杉並 事業推進プラン 2019～2023 年度（令和元～令和5年度）」を平成30年度に策定した。事業推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ、前プランを改定したもので、プラン期間中の事業の方向性と各事業項目（新規11項目、拡充・継続10項目、合計21事業項目）の年次プランを示し、令和5（2023）年度までの達成指標（数値目標）を掲げている。

- ・事業推進プラン事業体系表 【P.15を参照】
- ・事業推進プランの達成指標（数値目標） 【P.16を参照】

4 事業団の職員構成

(単位：人)

	受託事業	訓練事業	法人管理	合計
事務局長（常務理事兼任）			1	1
常勤職員	4	2		6
嘱託員	6	2	1	9
パートタイマー	2	2		4
区派遣職員			2	2
合計	12	6	4	22

※ 人数は事業年度における定数

Ⅲ 事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

(第1号事業)

(1) 就労相談

① 相談・支援

就職希望の方及び就労中の方に対して、就労に関する情報を提供し、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。また、就労準備の前段階として区内福祉施設等の利用が望ましい方には、利用者のニーズに応じて施設の情報などを提供した。

◆相談・支援件数 【事業推進プラン達成指標④】

10,777件（前年度 9,588件 前年比 112%）

方法別内訳	電話等	7,069件	（前年度 6,239件	前年比 113%）
	うちオンライン	122件	（前年度 162件	前年比 75%）
	来所	1,382件	（前年度 1,299件	前年比 106%）
対象者別内訳	訪問等	2,326件	（前年度 2,050件	前年比 113%）
	利用者・家族	8,415件	（前年度 7,586件	前年比 111%）
	企業・事業所	2,362件	（前年度 2,002件	前年比 118%）
時期別内訳	就職前	2,978件	（前年度 2,491件	前年比 120%）
	就職後	7,799件	（前年度 7,097件	前年比 110%）

② 相談時間帯の拡大 【事業推進プラン I (1)①】

前年度に引き続き、毎週火曜・木曜の週2回、19時まで相談時間を延長して、相談業務を実施した。

平日夜間相談数 合計 93回 延べ 289件 平均 2.9件/回

③ 求人情報検索サービスの提供 【事業推進プラン I (1)②】

自宅にいてもハローワークが提供しているインターネットサービスにより、求人情報検索が容易にできることについて、電話相談や面談において広く周知した。

(2) 利用者に対する就労・生活支援

就職希望の方や福祉施設に在籍している方、または就労中で定着支援を希望する方や転職を希望する方などを対象に、ハローワークや企業、就労支援機関、相談支援機関、保健センター等の関係機関と連携し、就労面及び生活面にわたる支援を実施した。

① 就職準備・就職活動支援

利用登録を経て、求職者登録の同行、求人検索、体験実習の実施、応募書類の作成助言、面接同行、雇用契約時の同席など、就職までの各種支援を実施した。

◆新規登録者数 【事業推進プラン達成指標③】 104人(前年度 87人 前年比 120%)

利用経路別内訳	ハローワーク	17人(前年度 14人 前年比 121%)
	障害者職業センター	9人(前年度 5人 前年比 180%)
	特別支援学校	21人(前年度 15人 前年比 140%)
	障害福祉サービス事業所	18人(前年度 23人 前年比 78%)
	福祉事務所等行政機関	8人(前年度 8人 前年比 100%)
	直接利用	15人(前年度 16人 前年比 94%)
	その他(医療機関等)	16人(前年度 6人 前年比 267%)

◆退会者数 60人

利用者状況等アンケートにより、利用継続を希望しない、または転居が判明して退会した方	42人
通常の支援において転居などで退会した方	18人(前年度 23人 前年比 78%)

◆年度末の利用登録者数 1,388人(前年度 1,344人 前年比 103%)

◆新規就職者数※1 【事業推進プラン達成指標①】 32人(前年度 41人 前年比 78%)

(※1 事業団の就労支援による就職者数)

就職者の減少については、主に就労準備性がまだ整っていない利用登録者の増加や他の就労支援機関を利用して就職する方が増えたことによるものと分析している。

事業別内訳	区市町村障害者就労支援事業	26人(前年度 35人 前年比 74%)
	就労移行支援事業	6人(前年度 6人 前年比 100%)

◆年度末の就職者数 758人(前年度 746人 前年比 102%)

② 職場定着支援

就労中の障害者と家族、企業に対して、就労継続にあたっての課題解決のための電話相談、面談、職場訪問等による支援を実施した。

◆定着支援件数 6,759件(前年度 5,947件 前年比 114%)

◆定着支援対象者数※2 758人(前年度 746人 前年比 102%)

(※2 年度末の就職者数と同じ)

事業別内訳	区市町村障害者就労支援事業	753人(前年度 738人 前年比 102%)
	就労移行支援事業	5人(前年度 8人 前年比 63%)
新規登録者のうち定着支援の登録者※3	49人(前年度 59人 前年比 83%)	
	(※3 就職時又は就職後からのサービス利用者)	

◆職場定着率

期間別内訳	12 か月※4	【事業推進プラン達成指標②】	85.4% (前年度 77.4%)
		(※4 前年度就職者のうち就職後 12 か月経過時の就労継続者の率)	
	24 か月※5		71.0% (前年度 68.5%)
		(※5 前々年度就職者のうち就職後 24 か月経過時の就労継続者の率)	
	36 か月※6		58.5% (前年度 67.9%)
		(※6 前々々年度就職者のうち就職後 36 か月経過時の就労継続者の率)	

③ 生活面の支援

相談支援事業所、福祉事務所や保健センター等との連携による生活面の支援を就労面の支援と一体的に行った。

◆生活相談件数 6,449 件 (前年度 5,677 件 前年比 114%)

内容別内訳	日常生活相談	3,293 件 (前年度 3,110 件 前年比 106%)
	職業生活相談	2,910 件 (前年度 2,389 件 前年比 122%)
	社会生活相談	231 件 (前年度 156 件 前年比 148%)
	自己決定相談	15 件 (前年度 22 件 前年比 68%)

④ 就職準備フェア

杉並区障害者雇用支援事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの協働により、働く心構えに関する就職準備講座や障害者雇用を進めている企業の人事担当者と就労している障害者から話を聞く機会を設け、これから就職を目指す利用者の意識の向上を図った。

【P. 17 別表 1 を参照】

(3) 余暇活動支援

① ワクサポ広場 (原則、第 1・3 金曜日 18:30~20:00) 【事業推進プラン I (2)④】

就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実を目的として、就労継続中の障害者を対象に開催した。

実施回数	24 回 (前年度 24 回)
参加延べ人数	383 人 (前年度 387 人)

② 知的障害者向け交流会 (土曜または日曜) 【事業推進プラン I (2)④】

就労継続中の知的障害者を対象とした交流会を実施し、参加者はダンスや段ボールオセロ、ビンゴゲームなどを楽しんだ。

実施回数	2 回 (前年度 2 回)
参加延べ人数	109 人 (前年度 106 人)

- ③ 精神障害者及び発達障害者向け交流会（土曜または日曜）【事業推進プランⅠ(2)④】
就労継続中の精神障害者及び発達障害者を対象とした交流会を実施し、参加者同士で仕事を続けていくための工夫などを話し合った。

実施回数 2回（前年度 2回）
参加延べ人数 27人（前年度 42人）

- ④ 発達障害者本人及び家族向け交流会（土曜または日曜）【事業推進プランⅠ(2)⑤】
就労継続中の発達障害者及び家族を対象とした交流会において、発達障害者支援の専門家による講話を聴講し、職業生活や将来の自立に関する意見交換を行った。

実施回数 1回（前年度 1回）
参加人数 18人（前年度 16人）

- ⑤ パソコン講習会（土曜）
事業団の利用登録者でパソコンのスキル向上を目指す方に対して、パソコン講習会を実施した。

実施回数 6回（前年度 6回）
参加延べ人数 36人（前年度 31人）

《余暇支援合計数》

実施回数 35回（前年度 35回）
参加延べ人数 573人（前年度 582人）

（４）職場体験機会の提供

- ① 職場体験実習 【事業推進プランⅢ(1)②】

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等で職場体験実習を実施した。

実施延べ日数 99日（前年度 110日）
実施延べ人数 20人（前年度 23人）【P.17別表2を参照】

- ② 企業見学会 【事業推進プランⅢ(1)②】

福祉施設の支援者や利用者等が就職の具体的なイメージを持てるようにするために、身体障害、知的障害、精神障害と多様な障害者を積極的に雇用している企業の見学会を実施した。【P.18別表3を参照】

- ③ 特別支援学校等からの実習生の受け入れ

特別支援学校等からの希望により実習生を受け入れ、就労移行支援事業の訓練室での実習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

実施延べ人数 9人（前年度 10人）【P.18別表4を参照】

(5) 職業適性の評価・アセスメント

① 職業評価

支援機関及び相談者本人から依頼を受け、本人の職業適性や就労準備性の状況を把握して、就職活動に活用するための職業評価を実施した。

実施延べ人数 9人（前年度 3人）

② パソコンスキルチェック等のアセスメントシートの開発 【事業推進プラン I (1)②】

パソコンスキルチェックのツールを検討、開発し、相談者のパソコンの基本的スキルをアセスメントして、就職活動に活用した。

実施延べ人数 2人（前年度 1人）

③ 就労アセスメント

就労移行支援の中で、区の依頼により特別支援学校在校生等を対象とする「就労系福祉サービスの利用に係る職業評価（通称、就労アセスメント）」を実施した。

実施延べ人数 5人（前年度 2人）

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援 (第2号事業)

(1) 情報の提供

① 企業向けパンフレット

新規の企業開拓及び企業実習の開拓、障害特性や障害者雇用等の理解促進のために企業向けパンフレット等を作成し、随時配付した。

② 個別企業相談

障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対して、障害者の雇用、職場定着に関する助言やその他の援助を行った。

企業相談件数 第1号事業（1）に記載

企業訪問社数 第3号事業（4）に記載

(2) 企業向けセミナー等の開催

障害者雇用への理解を深めることを目的に、主に事業主や人事担当者等に向けたセミナーを開催し、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

実施回数 1回（前年度 1回）

参加人数 17人（前年度 11人） 【P.18 別表5を参照】

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発（第3号事業）

(1) 広報活動

① 会報「ワークサポート杉並だより」

事業団の活動状況や障害者雇用の制度改正などを紹介する会報「ワークサポート杉並だより」を発行し、タイムリーな情報の提供に努めた。

発行回数	年4回
発行部数	1回あたり1,300部

② 事業団ホームページ

事業団の活動内容や活動状況、各種セミナー・就職相談会・イベントなどの情報、会報「ワークサポート杉並だより」のアーカイブページなどについて、随時更新して情報提供した。

また、事業団の情報開示として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の資料を年度ごとに更新して掲出した。

③ その他の普及啓発

杉並区障害者週間事業に参加し、事業団の活動内容や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。【P.18別表6を参照】

(2) 区民、障害者、家族、支援者向けセミナー等の開催

区民や障害者本人、家族、就労継続支援B型事業所や相談支援事業所などの関係機関の支援者等に対して、障害者の一般就労について考える機会を提供するとともに、事業団の活動内容を紹介し、障害者雇用に係る普及啓発を行った。

① ワークサポートセミナー（区民向けセミナー）

実施回数	1回（前年度 1回）
参加人数	17人（前年度 You Tube ライブ配信）【P.19別表7を参照】

② 家族向けセミナー 【事業推進プラン I (2)⑤】

実施回数	2回（前年度 2回）
参加延べ人数	39人（前年度 35人）【P.19別表8を参照】

③ 支援者向けセミナー

実施回数	2回（前年度 2回）
参加延べ人数	39人（前年度 42人）【P.19別表9を参照】

④ 若年層を対象としたコミュニケーション講座 【事業推進プランⅡ(1)②】

杉並区就労支援センター(すぎJOB)と共催し、日頃から対人コミュニケーションに自信のない利用者を対象に、自己分析や自己PRの作成などを行った。

実施回数 1回(前年度 2回)
参加延べ人数 12人(前年度 28人) 【P.21別表11を参照】

(3) 就労情報等の収集

公共職業安定所や民間の人材紹介会社からの就労情報の収集を行うとともに、新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、障害者雇用を進める企業の情報を収集した。

また、広域の就労支援機関が参集して、障害者雇用に関する意見交換や情報共有を行う城南ブロック障害者就労支援連絡会に参加した。

参加回数 4回(前年度 4回)

(4) 障害者就労に関する調査等

① 区内企業の職場開拓 【事業推進プランⅠ(3)⑥】

東京労働局が管理している「ハローワーク新宿管内の民間企業の障害者雇用状況報告提出企業一覧」に掲載のある区内企業を対象に、事業団の事業内容及び障害者雇用の促進に関するパンフレット等を配付して、短時間雇用を含む就職及び職場実習の開拓を進めた。

区内企業訪問社数 14社(前年度 9社) 【事業推進プラン達成指標⑤】
区外企業訪問社数 17社(前年度 11社)

② 短時間就労に向けた取組の強化 【事業推進プランⅠ(3)⑦】

利用者の希望と状況に応じて、ハローワーク求人の検索、職場開拓などを通じて、短時間就労の強化を進めた。

短時間就労者数 11人(前年度 9人)

③ 利用登録者等を対象とした調査・研究

令和4年12月末時点の利用登録者を対象に実施したアンケート調査について、集計及び分析を行った。

調査結果で得られた利用登録者のサービスの利用意向や今後の支援等に対する希望などについては、令和6年3月に改定した「ワークサポート杉並 事業推進プラン」で計画化した取組に一部反映した。

調査結果 調査票送付数1,287件、回答数459件、回答率35.7%

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

(第4号事業)

(1) 区内福祉施設等における就労促進への支援

① 区内福祉施設への支援・連携の促進 【事業推進プランⅢ(1)①】

区内福祉施設等に在籍している障害者の一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、施設支援員と連携して企業等への就労に向けた支援を実施した。

また、就労情報の提供を希望する8施設に対し、ハローワーク等の求人情報を随時提供した。

福祉施設訪問回数 23件 (前年度 38件)

求人情報提供件数 408件 (前年度 328件)

② 特別支援学校との連携の強化 【事業推進プランⅢ(2)③】

特別支援学校を訪問しての在校生に関する情報を共有するだけでなく、在校生の職場実習に同行し、在校生が利用登録後の職場定着支援をスムーズに実施できるよう、連携を強化した。

連携件数(学校訪問及び職場実習同行) 7件 (前年度 13件)

(2) 区内関係機関等ネットワークを活用した支援

① 雇用支援ネットワーク会議 【事業推進プランⅢ(3)⑦】

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の福祉施設、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する支援者・職員で構成された実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。

障害者の就職活動の支援に必要な着眼点や技法を学ぶために、事例検討、企業担当者や就労している障害者による講話、研修等を実施し、地域の支援力の向上に努めた。

実施回数 12回(前年度 12回)

参加延べ人数 233人(前年度 223人) 【P.20別表10を参照】

② 相談支援機関との連携の強化 【事業推進プランⅢ(3)⑤】

具体的なケース検討を通じて、基幹相談支援センターや保健センター等の関係機関との課題・情報の共有や連携を図った。

また、障害者地域相談支援センター及び特定相談支援事業所等の関係機関の職員による関係者会議を開催し、役割分担を確認しながら支援に繋がった。

関係者会議開催件数 34件(前年度 43件)

③ 医療機関等との連携の強化 【事業推進プランⅢ(3)⑥】

区主催の高次脳機能障害者関係機関連絡会への参加や、東京都福祉局主催の医療機関連携スキル向上研修でのロールプレイやディスカッションなどの講義に参加することを通じて、関係機関との円滑な連携を図った。

また、就職希望の利用者が定期的に受診している病院等を訪問し、利用者の状況や体調を把握するために、利用者、医師、医療連携室のケースワーカーなどを交えたケース会議を行った。

ケース会議開催件数 5件（前年度 1件※7）

※7 新型コロナウイルス感染症感染防止のため、訪問及び院内への立ち入りを控えていた。

④ 支援困難ケースへの対応力の強化 【事業推進プランⅢ(3)⑧】

支援困難ケースに関して、障害者地域相談支援センター、基幹相談支援センター、在宅医療・生活支援センター、保健センター等と情報共有・連携を図り、対応した。

また、事業団内部に検討チームを設けてケースの対応にあたりるとともに、職員全体でケース共有を行い、支援力の底上げを図った。

(3) 研修会への参加及び実施

① 事業団主催の支援員研修

事業団や福祉施設等関係機関における職員等の就労支援機能の強化と支援のレベルアップを目的に、雇用支援ネットワーク会議での支援者向けセミナー等を通じて、障害者就労支援機関等や障害者雇用を進めている企業の取組事例などを学ぶ機会を設けた。

研修実施回数 9回（前年度 9回）

参加延べ人数 170人（前年度 170人）

② 事業団職員による自主的な職員研修、OJT研修

事業団職員の企画による自主的な職員研修及びOJT研修を行った。また、次期の事業推進プランの内容検討に関する話し合いを重ねるとともに、重度障害者への支援方法や取組事例などに関する他の就労支援機関の対応例を学ぶ研修を実施した。

研修等実施回数 8回（前年度 4回）

参加延べ人数 96人（前年度 60人）

③ 他機関主催の事業団職員研修

情報提供及び相談の技法、障害特性の理解と援助の方法、ネットワークの活用方法などについて学ぶため、東京障害者職業センターや東京都立中部総合精神保健福祉センター等が実施する研修に職員を参加させた。

その他の関係機関や団体が主催する研修に参加して、障害の特性や権利擁護、障害者虐待防止、福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

研修受講回数 52回（前年度 40回）

受講延べ人数 77人（前年度 50人）

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（第5号事業）

事業所 杉並区障害者雇用支援センター

(1) 就労移行支援事業

① 利用対象者の確保

区内の福祉施設、福祉事務所、保健センター、特別支援学校、ハローワーク、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、区障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、利用対象者の把握に努めた。また、訓練の見学や体験実習の随時受け入れ等により、利用者の安定的確保を図った。

② 訓練プログラム 【事業推進プランⅡ(2)④】

就労希望の障害者が就労するために必要な知識・スキルを獲得し、就労の意欲が向上することを図り、就職後は安定した職業生活を送ることができるようになるための各種訓練プログラムを実施した（利用期間は2年間）。

ビジネスマナーのスキル、コミュニケーションスキル、パソコンスキルなどの向上を図るとともに、軽作業や清掃などの実務プログラムのほか、障害別の個別プログラムや施設外活動プログラムを導入して職業準備性を高め、多様で実践的な訓練プログラムを実施した。

さらに、利用者の自己の理解度やスキルの獲得度などの評価を3か月ごとに行うとともに、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。

③ 生活スキル向上プログラム 【事業推進プランⅡ(3)⑤】

利用者の職業生活に必要なスキルの向上を図るため、週2日程度の通所による訓練プログラムを実施した（利用期間は6か月）。

令和5年度の生活スキル向上プログラム利用者10名のうち、3名が体力に自信がつき、週5日通所の就労移行支援に移行した。

なお、現在の利用者は令和6年度からスタートアッププログラムの利用に移行する。

④ 発達障害者支援プログラム 【事業推進プランⅡ(1)①】

支援者がナビゲーターとなり、発達障害者がビジネスマナー等を学習できる仕事プログラムを導入して、利用者の職場での社会性の向上を図った。

⑤ 就職した元利用者によるピアサポート 【事業推進プランⅡ(2)③】

就職した元利用者1名による就職までの取組や職場での様子の講話を利用者が聞くことで、利用者の訓練に対する意識を高める取組を実施した。

実施回数 1回（前年度 一回）

参加延べ人数 15人（前年度 一人） 【P.21別表12を参照】

⑥ 就職した元利用者の同窓会 【事業推進プランⅠ(2)④】

同窓会を開催して、就職した元利用者の体調確認及び就業状況の把握を図った。

実施回数 1回（前年度 2回）
 参加延べ人数 16人（前年度 32人）

⑦ 区内就労移行支援事業所連絡会

支援員のスキル、障害福祉サービスの向上を地域全体で図るために、区内の就労移行支援事業所3か所による連絡会を6回開催した。

⑧ 福祉サービス第三者評価

サービス向上と利用希望者の事業所選択に資するため、3年ごとに福祉サービス第三者評価を受審している。令和3年度に受審を行い、評価結果は事業団ホームページにリンクを掲載し、閲覧できるようにしている。

⑨ 就労支援

就労移行支援事業の利用者数及び就職者数の推移 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	21	17	19	23	21
就職者数	10	5	6	6	6

就労移行支援事業の就職者の障害別内訳 (令和5年度) (単位:人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
就職者数	4	0	2	6

就労移行支援事業の就職率、定着率の推移 【事業推進プラン達成指標⑥】 (単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職率※8	90.9	57.1	66.7	75.0	60.0
定着率※9	80.0	90.0	80.0	100.0	100.0

※9 当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち就職した者の割合

※10 前年度の就職者のうち、就職から12か月経過時点で就労を継続している者の割合

(2) 就労定着支援事業 【事業推進プランI(2)③】

就労移行支援事業所等から就職して就職後6か月を経過した者を対象として、最長で3年間、原則月1回以上の職場訪問による面談等を行い、就労の安定的な継続を図っている。

就労定着支援事業の利用者数の推移 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	18	14	14	8	5

就労定着支援事業の就職者の障害別内訳 (令和5年度) (単位:人)

	知的障害	精神障害	発達障害	合計
利用者数	4	1	0	5

6 事業推進プラン (ワークサポート杉並 事業推進プラン 2019～2023)

(1) 事業推進プラン 事業体系表

			定 款 第4条
I 相談から職場 定着まで切れ目のない支援	(1) 相談環境の整備と 相談機能の充実	① 相談時間帯の拡大【新規】	第1号
		② 求人情報検索やアセスメントシート等を 活用した相談の充実【新規】	第1号
	(2) 安心して働き続け られるための支援	③ 就労定着支援事業の充実【新規】	第5号
		④ 就職している知的障害者及び精神・発達 障害者の余暇活動支援の充実	第1号
		⑤ 本人・家族向けセミナーの充実と家族 交流会の実施	第3号
	(3) 多様な働き方の できる職場の開拓	⑥ 区内企業の職場開拓	第3号
		⑦ 短時間就労に向けた取組の強化【新規】	第3号
II 働くための能力 の向上を支援	(1) 発達障害者に 対する支援の強化	① 発達障害者支援プログラムの実施	第5号
		② 若年層を対象としたコミュニケーション 講座の実施【新規】	第3号
	(2) 就労移行支援事業 の充実	③ 就職者によるピアサポートの実施【新規】	第5号
		④ 施設外活動の利用による訓練プログラムの 実施【新規】	第5号
	(3) 働くために必要な 生活力の向上	⑤ 生活スキル向上プログラムの実施【新規】	第1号
		⑥ 本人・家族向けセミナーの充実と家族 交流会の実施【I(2)⑤再掲】	第3号
III 関係機関等との 連携による支援 力の強化	(1) 区内福祉施設への 支援・連携の促進	① 施設指導員の就労支援活動のサポート	第4号
		② 企業見学会と企業等体験実習の充実	第1号
	(2) 特別支援学校との 連携の強化	③ 就職する特別支援学校生徒に対する職場 定着支援の充実	第4号
		④ 特別支援学校の生徒・保護者に対する 支援の充実	第4号
	(3) 関係機関との 連携の強化	⑤ 地域における相談支援機関との連携の 強化【新規】	第4号
		⑥ 医療機関等との連携の強化【新規】	第4号
		⑦ ネットワーク機能を活用した支援体制 づくり	第4号
		⑧ 支援困難ケースへの対応力の向上【新規】	第4号

(2) 事業推進プランの達成指標 (数値目標)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度	
			目標 (事業推進プラン)	実績
①就職者数 ※1	31人	41人	90人	32人
②職場定着率 ※2	85.2%	77.4%	85.0%	85.4%
③新規登録者数	72人	87人	100人	104人
④相談件数 ※3	11,181件	9,588件	13,000件	10,777件
⑤区内企業訪問社数	6社	9社	60社	14社
⑥就労移行支援事業利用者 就職率 ※4	66.7%	75.0%	85.0%	60.0%

※1 事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

※3 電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

※4 当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

7 支援実績別表

別表1 就職準備フェア

主催	杉並区障害者雇用支援事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センター
共催	杉並区、新宿区、中野区
実施日	令和5年12月15日(金)
場所	東京新卒応援ハローワーク 出会いのフロア
内容	<p>【知的障害者と精神障害者、障害別に会場を分けて実施】</p> <p>講座「就職準備講座～働くために必要なこと～」(東京障害者職業センターのカウンセラー)</p> <p>講話「企業担当者と一緒に働いている人からのメッセージ」企業担当者、就労中の障害者、支援者による講話</p> <p>知的障害者の会場；ソニー希望・光株式会社</p> <p>精神障害者の会場；井上金属株式会社</p> <p>講座「ハローワークの利用案内」(ハローワーク新宿専門援助第二部門職員)</p>
参加人数	知的障害者の会場；24人、精神障害者の会場；31人

別表2 職場体験実習

	実習場所	実習内容	実習時期	実習者数
体験型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	7月(3日間) 11月(3日間) 12月(3日間)	3人
	杉並区立中央図書館	本の返却、スタンプ押し等の軽作業	11月(2日間)	1人
	杉並青色申告会	丁合、封入、封緘等の軽作業	5月(4日間)	1人
	J A東京中央	農園での収穫、除草等	8月(1日間)	1人
	システムズデザイン	PC入力、室内清掃等	10月(5日間)	1人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	5月(1日間) 8月(5日間) 12月(3日間)	3人
実践型	杉並区役所	封入、丁合、シール貼り、スタンプ押し、チラシの仕分け等の軽作業	6～7月(10日間) 10月(9日間) 11月(9日間) 2月(8日間)	4人
	杉並区社会福祉協議会	宛名シール貼り、会報発送業務の軽作業	7月(5日間) 9月(5日間) 11月(5日間) 2～3月(5日間)	4人
	コモン計画研究所	PC入力、事務補助等	12月(8日間) 1月(5日間)	2人
合計				20人

別表3 企業見学会

実施日	令和5年8月25日(金)
対象者	福祉施設等関係機関の支援員、福祉施設等利用者、就労希望の障害者など
見学先	株式会社学研スマイルハートフル
内容	人事担当者からの会社概要説明 ・社内清掃、郵便の社内集配、PC事務などの業務を見学 ・働いている障害者の社員から業務内容を説明
参加人数	27人

別表4 特別支援学校等からの実習生の受け入れ

学 校	学年	実習時期	実習者数
大宮中学校(特別支援学級)	3年生	9月4～8日	1人
	3年生	9月11～15日	2人
宮前中学校(特別支援学級)	3年生	10月3～5日	1人
永福学園(肢体不自由教育部門)	3年生	10月23～27日	1人
中野特別支援学校	3年生	12月11～15日	1人
	3年生	1月24～30日	1人
東京学芸大学附属特別支援学校	3年生	1月15～19日	1人
永福学園	3年生	3月4～11日	1人
合 計			9人

別表5 企業向けセミナー

実施日	令和5年7月14日(金)
対象者	企業経営者、人事担当者、福祉施設等関係機関の支援員など
場 所	事業団 会議室
内 容	第一部 講演「これからの障害者雇用を考える～SDG's時代における 障害者雇用のポイント～」 第二部 参加者による意見交換
講 師	一般財団法人国連支援財団 常任理事 株式会社あおぞら銀行 人事部人事グループ 調査役
参加人数	17人

別表6 杉並区障害者週間事業

実施日	令和5年11月29日(月)～11月5日(日)
実施場所	区役所
内 容	障害者団体・施設紹介のパネル展示 障害者団体・施設紹介のスライド放映

別表7 ワークサポートセミナー（区民向けセミナー）

実施日	令和6年3月12日（火）
対象者	福祉施設等関係機関の支援員、福祉施設等利用者、就労希望の障害者、障害者就労に関心がある方など
場 所	事業団 会議室
内 容	講演「ニッスイの障害者雇用の取組について」
講 師	株式会社ニッスイ 人事部 障害者雇用推進担当
参加人数	17人

別表8 家族向けセミナー

実施日	令和5年9月11日（月）
対象者	就労を希望する障害者の家族、就労中の障害者の家族、福祉施設等関係機関の支援員など
場 所	杉並障害者福祉会館 第1・2会議室
内 容	講演「障害のある方の多様な働き方と就労・生活支援センターの役割について」
講 師	特定非営利法人WEL'S 理事長
参加人数	13人

実施日	令和6年3月8日（金）
対象者	就労を希望する障害者の家族、就労中の障害者の家族、福祉施設等関係機関の支援員など
場 所	事業団 会議室
内 容	講演「障害のある方のための成年後見制度～よくある質問から～」
講 師	渡部行政書士事務所 親なきあと相談室 主宰
参加人数	26人

別表9 支援者向けセミナー

実施日	令和5年6月13日（火）
対象者	福祉施設等関係機関の支援員など
場 所	事業団 会議室
内 容	講演「支援センターの取組とジョブコーチ支援の事例について」
講 師	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 東京ジョブコーチ支援センター 統括コーディネーター
参加人数	19人

実施日	令和5年7月11日（火）
対象者	福祉施設等関係機関の支援員など
場 所	事業団 会議室
内 容	講演「職業センターの取組と支援の事例について」
講 師	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部 東京障害者職業センター 次長
参加人数	20人

別表 10 雇用支援ネットワーク会議

実施目標		支援体制づくりと支援の向上・強化	
回数	日程	内容	参加者数
第1回	令和5年 4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の挨拶（区障害者生活支援課長、事業団常務理事・事務局長挨拶） ・参加者の自己紹介 ・令和5年度 実施計画の検討 ・令和5年度「ハローワーク求人票」等の送信希望の確認 ・各施設・機関の事業実施状況の報告等 	26人
第2回	5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 実施計画の検討 ・令和5年度 事業説明「職場体験実習」 ・工房ラルゴの支援員による発表「支援力スキルアップ研修の取組」 	17人
第3回	6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ジョブコーチ支援センターによる講話「支援センターの取組とジョブコーチ支援の事例」及び事例検討 ・企業見学会（8月予定）の検討 	19人
第4回	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京障害者職業センターによる講話「職業センターの取組と支援の事例」及び事例検討 ・企業見学会（8月予定）の検討 	20人
第5回	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社学研スマイルハートフル 企業見学会 身体、知的、精神と3障害を雇用していて、事務、清掃、郵便の集配と多様な仕事を切り出している職場を見学 	27人
第6回	9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ワールドビジネスサポートで働いているご本人による講話「働くモチベーションや将来の夢」 ・株式会社ワールドビジネスサポートの人事担当者による講話「ワールドビジネスサポートにおける障害者雇用の取組」 ・区障害者施策課障害福祉サービス係からの情報提供 	29人
第7回	10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ワールドビジネスサポートによる講話の振り返り ・ワークサポート杉並による事例検討「高齢障害者の就労支援」 ・ワークサポート杉並による事例検討「家族支援」 	15人
第8回	11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ワールドビジネスサポートの人事担当者による講話「企業で働き続けるために工夫していること」及び事例検討 ・ワークサポート杉並による高齢障害者の就労支援、家族支援の経過報告 	21人
第9回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・地球儀の利用者へのインタビュー「“働く”についてお聞きします」 	16人
第10回	令和6年 1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・地球儀の支援員による講話「就職を目指す利用者に対して今必要な支援」及び事例検討 	13人
第11回	2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・どんまい福祉工房の支援員による講話「就労希望のある60代の利用者に対する支援」及び事例検討 	13人
第12回	3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ニッスイによる講話「ニッスイの障害者雇用の取組」 	17人
合計			233人

※ 第5回を除いたすべての回で、各施設・機関の近況報告、連絡事項を設けている。

別表 11 若年層を対象にしたコミュニケーション講座

実施日	令和5年8月1日(火)
対象者	ワークサポート杉並利用登録者及び杉並区就労支援センター利用者
場 所	ウェルファーム杉並 セミナー室
内 容	講演「仕事に役立つ自己分析について」
講 師	株式会社パーソルダイバーズ 代表取締役
参加人数	12人

別表 12 就職者によるピアサポート

実施日	令和5年7月18日(火)
対象者	就労移行支援利用者、支援員
場 所	事業団 会議室
内 容	講演「働き続けるために大切なこと」
講 師	東京都総務局人事部制度企画課 オフィスサポーター
参加人数	18人

IV 事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

《 参考資料 》

1 利用登録者の状況（令和6年3月31日時点）

① 累計登録者の障害別・年代別状況

（単位：人）

		15歳 ～ 17歳	18歳 ～ 20歳	21歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 以上	不明	障害 種別 合計
身体 障害者	視覚障害		1	3	2	1	4	5		16
	聴覚障害		2	1	4	2	7	5		21
	平衡機能障害				1					1
	音声・言語・咀嚼機能障害				1	2		1		4
	肢体不自由（1～3級）		3	3	12	10	9	7		44
	肢体不自由（4～7級）			3	2	2	8	8	1	24
	内部障害※1			1	4	4	3	3		15
	小 計	0	6	11	26	21	31	29	1	125
知的 障害者	愛の手帳1度									0
	2度			3	1					4
	3度		4	25	28	18	8	2		85
	4度		42	168	130	60	51	13		464
	小 計	0	46	196	159	78	59	15	0	553
精神 障害者	障害者手帳1級			3		1	3			7
	2級	1	2	24	70	78	53	21		249
	3級		9	65	156	122	103	30		485
	小 計	1	11	92	226	201	159	51	0	741
手帳 なし	精神障害 (うつ病・統合失調症など)			3	4	5	3	1		16
	発達障害			2	3	1	1			7
	てんかん									0
	高次脳機能障害						1			1
	難病患者				1			1		2
	その他		1			1	1			3
	小 計	0	1	3	6	6	3	2	0	21
合 計		0	54	286	401	301	248	96	1	1388

※1 心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能の障害等

※2 重複障害者の場合は、主な障害で分類している

② 新規登録者の性別・年代別状況（令和5年度）

（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	14	15	14	11	3	4	61
女	7	15	10	6	4	1	43
合計	21	30	24	17	7	5	104

2 就職者の状況（令和5年度）

① 就職者の障害別、就業時間別状況

（単位：人）

		一般 (週30時間以上)	短時間 (週20～29時間)	短時間 (週20時間未満)	合計
身体障害者	視覚障害				0
	聴覚障害				0
	平衡機能障害				0
	音声・言語・咀嚼機能障害				0
	肢体不自由(1～3級)		1		1
	肢体不自由(4～7級)				0
	内部障害				0
	小計	0	1	0	1
知的障害者	愛の手帳1度				0
	2度				0
	3度		1		1
	4度	6	3	1	10
	小計	6	4	1	11
精神障害者	障害者手帳1級		1		0
	2級	8	1		9
	3級	7	2	1	10
	小計	15	4	1	20
手帳なし					0
	小計	0	0	0	0
合計※		21	9	2	32

※1 重複障害者の場合は主な障害で分類している

※2 うち発達障害8人、高次脳機能障害1人を含む

② 就職先の業種別内訳 (単位：人)

業 種	人 数	
建設業	0	
製造業	0	
電気・ガス業	0	
情報通信業	4	
運輸業	0	
卸売・小売業	7	
金融・保険業	3	
不動産業	0	
飲食店・宿泊業	2	
医療・福祉	7	
教育・学習支援	1	
その他 サービス業	特例子会社	2
	国都区・障害者採用選考	2
	都チャレンジ雇用	0
	清掃・保守請負関係	4
	その他	0
合 計	32	

③ 就職先の業務内訳 (単位：人)

業 務	人 数
事務・事務補助	17
清掃	5
水耕栽培	3
スーパーマーケットでの品出し	2
調理・調理補助	2
メールルーム業務	1
倉庫業務	1
看護補助	1
合 計	32

④ 就職先の企業規模別内訳 (単位：人)

企業規模	人 数
大企業	27
中小企業※	5
合 計	32

※ 中小企業とは、従業員 300 人以下の事業者

3 離職者の状況 (令和 5 年度)

① 離職者の障害別・就労期間別状況 (単位：人)

	6ヶ月未満 ※1	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
身体障害者	0	0	0	0	1	1
知的障害者	1	1	1	0	10	13
精神障害者	3	7	7	5	8	30
手帳なし等	0	0	0	0	0	0
合 計※2	4	8	8	5	19	44

※1 半年勤務で終了は6ヶ月未満とカウントする

※2 うち発達障害 10 人、高次脳機能障害 1 人を含む

② 離職者の障害別・離職理由別状況

(単位:人)

	① 障害・ 病気	② キャリア アップ	③ 業務遂行 上の課題	④ 人間関係 の悪化	⑤ 労働条件 が合わない	⑥ 基本的 労働習慣 の課題	⑦ その他	⑧ 不明	合計
身体障害者	1	0	0	0	0	0	0	0	1
知的障害者	1	4	1	2	2	1	1	1	13
精神障害者	13	6	7	1	0	0	2	1	30
手帳なし等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計※2	15	10	8	3	2	1	3	2	44

※1 合計の上位の離職理由から順に記載

※2 離職者のうち再就職者は9人、発達障害3人を含む

4 職場定着の状況

① 各事業年度における経過月数別の職場定着率の状況

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度就職者 12か月経過時	66.7	87.7	85.2	77.4	85.4
前々年度就職者 24か月経過時	65.7	60.3	76.5	68.5	71.0
前々々年度就職者 36か月経過時	51.6	58.2	49.2	67.9	58.5

② 就職年度別職場定着者数・定着率の推移

	当初就職者数	12か月経過時	24か月経過時	36か月経過時
		継続者数	継続者数	継続者数
		定着率	定着率	定着率
平成29年度 就職者	67人	49人	44人	39人
		73.1%	65.7%	58.2%
平成30年度 就職者	63人	42人	38人	31人
		66.7%	60.3%	49.2%
令和元年度 就職者	81人	71人	62人	55人
		87.7%	76.5%	67.9%
令和2年度 就職者	54人	46人	37人	31人
		85.2%	68.5%	58.5%
令和3年度 就職者	31人	24人	22人	-----
		77.4%	71.0%	-----
令和4年度 就職者	41人	35人	-----	-----
		85.4%	-----	-----

5 就労移行支援事業利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）（令和5年度）

① 月別の利用者数の推移 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	11	11	11	11	12	10	10	10	10	9	9	7
女	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4
合計	14	13	13	13	15	13	13	13	13	12	13	11

② 月別の入所・就職・終了の状況 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入所	1	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0
就職	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1
終了	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0

③ 利用者の性別、年齢別の状況 （単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	1	8	3	1	2	1	16
女	0	1	0	2	2	0	5
合計	1	9	3	3	4	1	21

④ 利用者の障害別の状況 （単位：人）

身体障害者	知的障害者	精神障害者※	その他・手帳なし	合計
0	9	12	0	21

※うち発達障害6人、高次脳機能障害1人を含む

6 就労定着支援事業利用者状況（杉並区障害者雇用支援センター）（令和5年度）

① 月別利用者数の推移 （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	4	4	4	4	4	4	3	3	3	2	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	5	5	5	5	5	5	4	4	4	3	2	2

② 利用者の性別、年齢別の状況 （単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男	0	2	1	1	0	0	4
女	0	1	0	0	0	0	1
合計	0	3	1	1	0	0	5

7 団体会員 13 団体

1	特定非営利活動法人 杉並いずみ	8	特定非営利活動法人 あおば福祉会
2	社会福祉法人 杉並希望の家	9	特定非営利活動法人 障害者就労支援センター どんまい福祉工房
3	社会福祉法人 済美会 済美職業実習所	10	一般社団法人 ハミングバード t o r i d o r i
4	社会福祉法人 済美会 ひまわり作業所	11	特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館
5	社会福祉法人 虹旗社 杉並・あしたの会福祉作業所	12	一般社団法人 ワークみらい 就労継続支援 B 型事業所 ワークみらい
6	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター 就労継続支援 B 型事業所 チャレンジ	13	特定非営利活動法人 TRY 福祉会 就労継続支援 B 型事業所 ゆい企画
7	社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所		

8 賛助会員 3 件

令和5年度

理事会・評議員会開催状況

役員名簿

評議員名簿

I 理事会開催状況

回数	開催年月日	議案番号	件名	結果
第1回	令和5年 4月25日	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 報告事項	令和4年度事業報告について 令和4年度決算報告について 理事候補者の推薦について 監事候補者の推薦について 評議員候補者の推薦について 令和5年度第1回評議員会の招集について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 報告了承
第2回	令和5年 5月18日 書面決議	議案第7号 議案第8号 議案第9号	理事長の選定について 常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件について	原案決定 原案決定 原案決定
第3回	令和5年 6月23日 書面決議	議案第10号 議案第11号 議案第12号	理事候補者の推薦について 評議員候補者の推薦について 令和5年度第2回評議員会の「決議の省略」について	原案決定 原案決定 原案決定
第4回	令和5年 10月20日	議案第13号 議案第14号 議案第15号 報告事項(1) 報告事項(2) 報告事項(3) 報告事項(4) 報告事項(5) その他	副理事長の選定について 評議員候補者の推薦について 令和5年度第3回評議員会の招集について 基本財産の運用について 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 事業実績報告について 利用登録者アンケート調査の結果について 事業推進プランの改定について 杉並区障害者施策推進計画の策定について [区障害者生活支援課]	原案決定 原案決定 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承 報告了承 報告了承 報告聴取
第5回	令和6年 3月14日 書面決議	議案第16号 議案第17号	理事候補者の推薦について 令和5年度第4回評議員会の「決議の省略」について	原案決定 原案決定
第6回	令和6年 3月19日	議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号	理事長の選定について 事業推進プランの改定について 令和6年度事業計画について 令和6年度収支予算について 常勤理事の報酬額に関する規則の一部改正について 理事及び監事候補者の推薦について 令和5年度第5回評議員会の招集について	原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定

役員名簿

(令和6年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	白垣 学	杉並区副区長
副理事長	高橋 博	杉並区障害者団体連合会会長
常務理事	鈴木 雄一	杉並区障害者雇用支援事業団事務局長
理事	谷川 順子	済美会理事長 済美福祉相談室代表
理事	明石 則雄	東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員
理事	成見 順美	杉並区商店会連合会副会長
理事	佐藤 慎祐	杉並産業協会会長
理事	八方 淑夫	東京商工会議所杉並支部副会長
理事	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
理事	安藤 利貞	杉並区シルバー人材センター常務理事
理事	井上 純良	杉並区保健福祉部長
監事	佐藤 昭彦	日本公認会計士協会東京会杉並会会長
監事	森 雅之	杉並区会計管理室長

Ⅱ 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	件名	結果
第1回	令和5年 5月10日	議案第1号	令和4年度決算報告について	原案決定
		議案第2号	理事の選任について	原案決定
		議案第3号	監事の選任について	原案決定
		議案第4号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項	令和4年度事業報告について	報告了承
第2回	令和5年 7月12日 書面決議	議案第5号	理事の選任について	原案決定
		議案第6号	評議員の選任について	原案決定
第3回	令和5年 10月27日	議案第7号	評議員の選任について	原案決定
		報告事項(1)	基本財産の運用について	報告了承
		報告事項(2)	事業実績報告について	報告了承
		報告事項(3)	利用登録者アンケート調査の結果について	報告了承
		報告事項(4)	事業推進プランの改定について	報告了承
その他	杉並区障害者施策推進計画の策定について[区障害者生活支援課]	報告聴取		
第4回	令和6年 3月18日 書面決議	議案第8号	理事の選任について	原案決定
第5回	令和6年 3月26日	議案第9号	事業推進プランの改定について	原案決定
		議案第10号	令和6年度事業計画について	原案決定
		議案第11号	令和6年度収支予算について	原案決定
		議案第12号	理事の選任について	原案決定
		議案第13号	監事の選任について	原案決定

評議員名簿

(令和6年3月31日現在)

氏 名	備 考
森川 陽子	同愛会 杉並統括所長
山本 純也	ラルゴ 工房ラルゴ管理者
小林 哲	東京都手をつなぐ育成会 杉並育成園すだちの里すぎなみ施設長
島本 禎子	あおば福祉会 理事長
冨田 路易	杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会副会長)
猪股 恵	杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長)
四童子 武司	杉並区障害者団体連合会(青空の会会長)
神谷 次彦	東京商工会議所杉並支部副会長 工業分科会会長
小森田 眞由美	杉並障害者福祉会館運営協議会 文化・ボランティア推進事業部長
中島 千恵美	杉並区民生委員児童委員協議会 和田堀地区副会長
澁谷 達雄	杉並区町会連合会常任理事

令和5年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,344,371	24,112,822	5,231,549
未収金	5,949,376	8,181,291	△ 2,231,915
流動資産合計	35,293,747	32,294,113	2,999,634
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	479,878,024	479,862,677	15,347
定期預金	23,232,006	23,232,006	0
基本財産合計	503,110,030	503,094,683	15,347
(2) 特定資産			
公益事業運営対策積立資産	3,207,836	7,568,345	△ 4,360,509
特定資産合計	3,207,836	7,568,345	△ 4,360,509
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1,497,276	2,303,228	△ 805,952
什器備品	0	304,920	△ 304,920
リサイクル預託金	15,260	15,260	0
その他固定資産合計	1,512,536	2,623,408	△ 1,110,872
固定資産合計	507,830,402	513,286,436	△ 5,456,034
資産合計	543,124,149	545,580,549	△ 2,456,400
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,222,132	6,098,202	1,123,930
預り金	5,909,136	5,515,976	393,160
流動負債合計	13,131,268	11,614,178	1,517,090
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	13,131,268	11,614,178	1,517,090
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	503,110,030	503,094,683	15,347
指定正味財産合計	503,110,030	503,094,683	15,347
(うち基本財産への充当額)	(503,110,030)	(503,094,683)	(15,347)
2. 一般正味財産	26,882,851	30,871,688	△ 3,988,837
(うち特定資産への充当額)	(3,207,836)	(7,568,345)	(△ 4,360,509)
正味財産合計	529,992,881	533,966,371	△ 3,973,490
負債及び正味財産合計	543,124,149	545,580,549	△ 2,456,400

正味財產增減計算書

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	8,264	9,261	△ 997
基本財産受取利息振替額	2,699,710	2,592,000	107,710
基本財産運用益計	2,707,974	2,601,261	106,713
受取会費			
団体正会員受取会費	13,000	13,000	0
賛助会員受取会費	14,000	19,000	△ 5,000
受取会費計	27,000	32,000	△ 5,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	1,233,549	2,031,505	△ 797,956
受託事業収入	74,301,406	74,559,708	△ 258,302
受取訓練等給付金	32,517,088	33,257,090	△ 740,002
受取利用者負担金	106,199	169,962	△ 63,763
事業収益計	108,158,242	110,018,265	△ 1,860,023
受取補助金等			
受取区補助金	15,779,082	15,445,928	333,154
受取区サービス推進補助金	3,378,000	3,032,000	346,000
受取区交通費等補助金	773,700	722,868	50,832
受取物価高騰対策臨時給付金	40,560	27,900	12,660
受取物価高騰緊急対策支援金	187,360	182,000	5,360
受取補助金等計	20,158,702	19,410,696	748,006
雑収益			
受取利息	534	530	4
雑収益	20,000	21,300	△ 1,300
雑収益計	20,534	21,830	△ 1,296
経常収益計	131,072,452	132,084,052	△ 1,011,600
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	6,381,260	5,353,823	1,027,437
給料手当	37,636,221	38,993,378	△ 1,357,157
非常勤職員報酬	40,352,669	39,816,917	535,752
通勤交通費	2,799,042	2,679,876	119,166
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	188,969	229,766	△ 40,797
法定福利費	14,990,849	14,937,399	53,450
旅費交通費	1,344,323	1,184,915	159,408
通信運搬費	1,480,933	1,527,213	△ 46,280
減価償却費	806,691	827,561	△ 20,870
消耗品費	2,018,526	3,903,572	△ 1,885,046
修繕費	583,404	145,074	438,330
印刷製本費	261,250	252,230	9,020
燃料費	18,937	39,586	△ 20,649
光熱水料費	1,365,020	1,619,978	△ 254,958
賃借料	1,898,136	1,766,399	131,737
支払保険料	759,527	836,393	△ 76,866
諸謝金	1,588,700	2,085,300	△ 496,600
租税公課	5,699,200	5,636,200	63,000
支払負担金	223,952	207,200	16,752
委託費	8,567,693	8,236,795	330,898

図書費	37,870	3,520	34,350
訓練奨励金	45,000	42,000	3,000
支払報酬	244,800	244,800	0
支払利用者工賃	711,022	714,014	△ 2,992
外注加工費	383,768	1,126,842	△ 743,074
支払交通費給付金	353,700	288,668	65,032
支払給食費給付金	460,560	462,100	△ 1,540
雑費	322,535	332,867	△ 10,332
事業費計	132,724,557	134,694,386	△ 1,969,829
管理費			
役員報酬	675,860	1,710,454	△ 1,034,594
非常勤職員報酬	165,094	480,995	△ 315,901
通勤交通費	7,360	16,896	△ 9,536
福利厚生費	994	6,517	△ 5,523
法定福利費	178,944	536,895	△ 357,951
旅費交通費	37	1,968	△ 1,931
通信運搬費	33,934	179,037	△ 145,103
減価償却費	40,297	40,298	△ 1
消耗品費	38,986	70,592	△ 31,606
修繕費	12,685	0	12,685
印刷製本費	285,230	277,609	7,621
光熱水料費	42,218	85,263	△ 43,045
賃借料	45,080	67,697	△ 22,617
諸謝金	27,000	16,000	11,000
租税公課	64,276	73,684	△ 9,408
委託費	254,856	395,930	△ 141,074
図書費	64,200	54,567	9,633
会議費	16,200	17,800	△ 1,600
渉外交流費	16,276	25,968	△ 9,692
雑費	103,321	138,225	△ 34,904
管理費計	2,072,848	4,196,395	△ 2,123,547
経常費用計	134,797,405	138,890,781	△ 4,093,376
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,724,953	△ 6,806,729	3,081,776
当期経常増減額	△ 3,724,953	△ 6,806,729	3,081,776
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産徐却損			
固定資産徐却損	263,884	0	263,884
経常外費用計	263,884	0	263,884
当期経常外増減額	△ 263,884	0	△ 263,884
税引前当期一般正味財産増減額	△ 3,988,837	△ 6,806,729	2,817,892
当期一般正味財産増減額	△ 3,988,837	△ 6,806,729	2,817,892
一般正味財産期首残高	30,871,688	37,678,417	△ 6,806,729
一般正味財産期末残高	26,882,851	30,871,688	△ 3,988,837
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,715,057	2,632,281	82,776
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 2,699,710	△ 2,592,000	△ 107,710
当期指定正味財産増減額	15,347	40,281	△ 24,934
指定正味財産期首残高	503,094,683	503,054,402	40,281
指定正味財産期末残高	503,110,030	503,094,683	15,347
III 正味財産期末残高	529,992,881	533,966,371	△ 3,973,490

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計	内部取引 消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	8,264	0	8,264
基本財産受取利息振替額	0	2,699,710	0	2,699,710
基本財産運用益計	0	2,707,974	0	2,707,974
受取会費				
団体正会員受取会費	13,000	0	0	13,000
賛助会員受取会費	14,000	0	0	14,000
受取会費計	27,000	0	0	27,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	1,250,549	0	△ 17,000	1,233,549
受託事業収入	74,301,406	0	0	74,301,406
受取訓練等給付金	32,517,088	0	0	32,517,088
受取利用者負担金	106,199	0	0	106,199
事業収益計	108,175,242	0	△ 17,000	108,158,242
受取補助金等				
受取区補助金	15,779,082	0	0	15,779,082
受取区サービス推進補助金	3,378,000	0	0	3,378,000
受取区交通費等補助金	773,700	0	0	773,700
受取物価高騰対策臨時給付金	40,560	0	0	40,560
受取物価高騰緊急対策支援金	187,360	0	0	187,360
受取補助金等計	20,158,702	0	0	20,158,702
雑収益				
受取利息	104	430	0	534
雑収益	20,000	0	0	20,000
雑収益計	20,104	430	0	20,534
経常収益計	128,381,048	2,708,404	△ 17,000	131,072,452
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	6,381,260	0	0	6,381,260
給料手当	37,636,221	0	0	37,636,221
非常勤職員報酬	40,352,669	0	0	40,352,669
通勤交通費	2,799,042	0	0	2,799,042
退職給付費用	1,200,000	0	0	1,200,000
福利厚生費	188,969	0	0	188,969
法定福利費	14,990,849	0	0	14,990,849
旅費交通費	1,344,323	0	0	1,344,323
通信運搬費	1,480,933	0	0	1,480,933
減価償却費	806,691	0	0	806,691
消耗品費	2,018,526	0	0	2,018,526
修繕費	583,404	0	0	583,404
印刷製本費	261,250	0	0	261,250
燃料費	18,937	0	0	18,937
光熱水料費	1,365,020	0	0	1,365,020
賃借料	1,898,136	0	0	1,898,136
支払保険料	759,527	0	0	759,527
諸謝金	1,588,700	0	0	1,588,700
租税公課	5,699,200	0	0	5,699,200
支払負担金	223,952	0	0	223,952
委託費	8,584,693	0	△ 17,000	8,567,693

図書費	37,870	0	0	37,870
訓練奨励金	45,000	0	0	45,000
支払報酬	244,800	0	0	244,800
支払利用者工賃	711,022	0	0	711,022
外注加工費	383,768	0	0	383,768
支払交通費給付金	353,700	0	0	353,700
支払給食費給付金	460,560	0	0	460,560
雑費	322,535	0	0	322,535
事業費計	132,741,557	0	△ 17,000	132,724,557
管理費				
役員報酬	0	675,860	0	675,860
非常勤職員報酬	0	165,094	0	165,094
通勤交通費	0	7,360	0	7,360
福利厚生費	0	994	0	994
法定福利費	0	178,944	0	178,944
旅費交通費	0	37	0	37
通信運搬費	0	33,934	0	33,934
減価償却費	0	40,297	0	40,297
消耗品費	0	38,986	0	38,986
修繕費	0	12,685	0	12,685
印刷製本費	0	285,230	0	285,230
光熱水料費	0	42,218	0	42,218
賃借料	0	45,080	0	45,080
諸謝金	0	27,000	0	27,000
租税公課	0	64,276	0	64,276
委託費	0	254,856	0	254,856
図書費	0	64,200	0	64,200
会議費	0	16,200	0	16,200
渉外交流費	0	16,276	0	16,276
雑費	0	103,321	0	103,321
管理費計	0	2,072,848	0	2,072,848
経常費用計	132,741,557	2,072,848	△ 17,000	134,797,405
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,360,509	635,556	0	△ 3,724,953
当期経常増減額	△ 4,360,509	635,556	0	△ 3,724,953
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
固定資産徐却損				
固定資産徐却損	263,884	0	0	263,884
経常外費用計	263,884	0	0	263,884
当期経常外増減額	△ 263,884	0	0	△ 263,884
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,624,393	635,556	0	△ 3,988,837
当期一般正味財産増減額	△ 4,624,393	635,556	0	△ 3,988,837
一般正味財産期首残高	10,596,635	20,275,053	0	30,871,688
一般正味財産期末残高	5,972,242	20,910,609	0	26,882,851
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	2,715,057	0	2,715,057
一般正味財産への振替額	0	△ 2,699,710	0	△ 2,699,710
当期指定正味財産増減額	0	15,347	0	15,347
指定正味財産期首残高	0	503,094,683	0	503,094,683
指定正味財産期末残高	0	503,110,030	0	503,110,030
III 正味財産期末残高	5,972,242	524,020,639	0	529,992,881

財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法□
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
車両運搬具、什器備品・・・定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理□
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	479,862,677	100,015,347	100,000,000	479,878,024
定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
小 計	503,094,683	100,015,347	100,000,000	503,110,030
特定資産				
公益事業運営対策積立資産	7,568,345	0	4,360,509	3,207,836
小 計	7,568,345	0	4,360,509	3,207,836
合 計	510,663,028	100,015,347	104,360,509	506,317,866

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
投資有価証券	479,878,024	(479,878,024)	(0)	—
定期預金	23,232,006	(23,232,006)	(0)	—
小 計	503,110,030	(503,110,030)	(0)	—
特定資産				
公益事業運営対策積立資産	3,207,836	(0)	(3,207,836)	—
小 計	3,207,836	(0)	(3,207,836)	—
合 計	506,317,866	(503,110,030)	(3,207,836)	—

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。
(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,688,390	2,191,114	1,497,276

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
福岡市公募公債 2019年第3回	100,000,000	88,670,000	△ 11,330,000
第174回利付国債	79,878,024	69,704,000	△ 10,174,024
千葉県公募公債 第31回	100,000,000	85,230,000	△ 14,770,000
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	84,250,000	△ 15,750,000
神奈川県第52回公募公債	100,000,000	93,853,700	△ 6,146,300
合 計	479,878,024	421,707,700	△ 58,170,324

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	1,327,072	16,434,000	17,106,154	654,918	流動負債
区障害者通所施設サービス推進事業補助金	杉並区	△ 681,500	4,673,500	3,378,000	614,000	流動負債
区障害福祉サービス事業所交通費等補助金	杉並区	△ 340,862	960,562	773,700	△ 154,000	流動資産
区障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金	杉並区	△ 182,000	182,000	0	0	—
区障害者施設等物価高騰対策臨時給付金	杉並区	0	21,060	40,560	△ 19,500	流動資産
都障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	東京都	0	93,680	187,360	△ 93,680	流動資産
合 計		122,710	22,364,802	21,485,774	1,001,738	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 目的達成による指定解除（基本財産受取利息）	2,699,710

附 属 明 细 书

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	479,862,677	100,015,347	100,000,000	479,878,024
	定期預金	23,232,006	0	0	23,232,006
	基本財産計	503,094,683	100,015,347	100,000,000	503,110,030
特定資産	公益事業運営対策積立資産	7,568,345	0	4,360,509	3,207,836
	特定資産計	7,568,345	0	4,360,509	3,207,836
その他固定資産	車両運搬具	2,303,228	0	805,952	1,497,276
	什器備品	304,920	0	304,920	0
	リサイクル預託金	15,260	0	0	15,260
	その他固定資産計	2,623,408	0	1,110,872	1,512,536

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

財 産 目 録
令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金 預金	手元保管現金	運転資金	270,740	
		普通預金			
	未収金	みずほ銀行 荻窪支店	運転資金	22,137,626	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	499,451	
		みずほ銀行 荻窪支店	同上	6,436,554	
		東京都国民健康保険団体連合会他	訓練等給付金 (2・3月分)	4,863,819	
		第3回福岡市公募公債等	基本財産である債券の経過利息	736,809	
		杉並区	令和5年度交通費、給食費補助金 1月～3月分	154,000	
		杉並区	令和5年度物価高騰対策臨時給付金	19,500	
		東京都	令和5年度物価高騰緊急対策支援 金	93,680	
		茂原印刷(株)他1件	軽作業事業収入 (3月分)	54,480	
その他 3件	利用者負担金 (3月分) 等	27,088			
流動資産合計			35,293,747		
(固定資産)	基本財産	投資有価 証券	福岡市公募公債2019年第3回	管理業務用財産であり、運用益 を管理費の財源として使用して いる。	100,000,000
			第174回利付国債	同上	79,878,024
			千葉県公募公債 第31回	同上	100,000,000
			第95回地方公共団体金融機構債券	同上	100,000,000
			神奈川県第52回公募公債	同上	100,000,000
			西京信用金庫 上井草支店	同上	10,000,000
			東京中央農業協同組合 井荻支店	同上	10,000,000
			山梨中央銀行 荻窪支店	同上	3,232,006
	特定資産	公益事業 運営対策 積立資産	普通預金	特定費用準備資金であり、公益 目的事業の将来の収益の変動に 備えるための資金である。	3,207,836
			みずほ銀行 荻窪支店		
その他固定資 産	車両運搬 具	軽自動車、バン	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	1,497,276	
		軽自動車、バン	共用財産であり、公益目的事業 の用に95%、管理業務の用に5% 供している。公益目的事業の用 に供している部分は、公益目的 保有財産である。	15,260	
固定資産合計			507,830,402		
資産合計			543,124,149		

(流動負債)	未払金	事業団職員	超過勤務手当、旅費及びびパートタイ マ報酬 3月分	998,242
		杉並年金事務所	社会保険料 2,3月分	1,654,024
		杉並区	建物管理委託費 12月～3月分	1,583,288
		杉並区	光熱水費 12月～3月分	487,960
		(有)ボトムライン	ホームページ管理運営委託 3月分	24,310
		栄和清運(株)	廃棄物収集運搬委託代 3月分	13,761
		和泉ビジネスマシン	コピーチャージ料他 3月分	132,888
		NTTファイナンス(株)	電話料金 3月分	39,778
		(株)NTTドコモ	携帯電話料金 2,3月分	6,984
		(株)市川商店	事務用品費 3月分	445,965
		ニフティ(株)	インターネット他使用料 2,3月分	94,395
		(株)LITALICO	事業所運営サポートパック 3月分	27,280
		杉並税務署	未払消費税額	1,469,200
		訓練生	交通費、給食費給付金 1月～3月分	194,560
		訓練生	軽作業工賃 3月分	46,497
		訓練生	実習奨励金 3月分	3,000
		預り金	杉並区	令和5年度杉並区補助金返還金
杉並区	令和5年度就労支援センター事業受託 料運営費返還金		3,680,594	
杉並区	令和5年度サービス推進事業補助 金返還金		614,000	
杉並年金事務所	社会保険料		959,374	
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	職員会費		250	
流動負債合計			13,131,268	
固定負債合計			0	
負債合計		13,131,268		
正味財産		529,992,881		

令和5年度

監 査 報 告 書

令和6年4月17日

監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

理事長 白垣 学 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

監事 佐藤 昭彦

監事 喜多川 和美

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における業務及び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
- (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
- (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
- (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法

人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が360,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会

の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。）及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、事業団の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 事業団の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員)

第47条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

令和 6 年 度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

目 次

令和6年度事業計画書	-----	1
令和6年度収支予算書	-----	1 3

令和6年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

事業計画書

I 基本方針

厚生労働省の集計（令和5年6月1日現在）によれば、民間企業に雇用されている障害者数は約64万2千人、実雇用率は2.33%、ともに過去最高を更新した。雇用者のうち、身体障害者、知的障害者、精神障害者、いずれも前年より増加しているが、特に精神障害者の伸び率（18.7%）が大きかった。

令和4年12月に、障害者総合支援法等の一部が改正され、本人の希望、就労能力、適性等にあった選択を支援する新たなサービスとして「就労選択支援」が創設された。また、令和6年4月から週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者についても、法定雇用率の算定の対象とするなど、就労支援の強化が図られる。民間企業に義務付けている障害者の法定雇用率も、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられることとなった。

こうした障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化する中、令和6年4月から「ワークサポート杉並・事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」がスタートする。

この事業推進プランでは、重度障害者や精神障害者等（以下「重度障害者等」という）からの相談が増加傾向にあることから、障害の特性を理解し、働くための基本となる知識や専門的な技能等を習得するための訓練事業（スタートアッププログラム）を新たに計画化した。また、短時間雇用を含めた多様な就労先を開拓するなど、重度障害者等を対象とした就労支援を拡充する。

これらの事業を重点的に取り組むほか、これまでの実績や社会環境の変化などを踏まえ、事業推進プランや定款に掲げる各事業を着実に実行し、数値目標の達成を目指していく。

なお、各種事業の実施に当たっては常に見直しを行い、より効果的・効率的な事業執行に努める。併せて、こうした事業を支える職員のワークライフバランスと健康管理の充実に留意するとともに、人材育成計画に基づいて職員の能力・技能のより一層の向上を図る。

II 事業計画

第1号事業 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

事業名	事業内容
1 就労相談	<p>(1) 相談業務 就労に関する情報提供をはじめ、安定した職業生活を送るため、日常生活面を含め関係機関と連携した幅広い相談業務を行う。</p> <p>(2) 相談体制の充実【事業推進プランP.26】 重度障害者や精神障害者等(以下「重度障害者等」という)からの相談に対応するために、希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案し、障害の多様化に対応した面談を実施する。 定着支援事業利用者の増加に対応するために、平日の相談時間延長を継続実施し、新たに土曜相談を実施する。</p>
2 利用者に対する就労・生活支援	<p>(1) 就労・生活支援及び定着支援の実施 利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに必要な生活支援を一体的に行い、就職後は安定して働き続けられるよう定着支援を行う。</p> <p>(2) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で開催する。働く心構えに関する就職準備講座や障害者雇用を進めている企業の人事担当者や就労している障害者から講話を聴く場を設け、これから働く障害者の就労に関する意識の向上を図る。</p>
3 職業評価	<ul style="list-style-type: none"> 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プランP.26】 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施して、重度障害者等への対応工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握し、仕事のマッチングや企業へのアピール、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等に資する。
4 スタートアッププログラム	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害者等(※)を対象とするスタートアッププログラムの実施【事業推進プランP.26】 短時間勤務を含む就労や就労系福祉サービスへの移行を目指す重度障害者等を対象として障害特性に配慮した訓練プログラムを開発し、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら実施する。 <p>(※)重度障害者等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者 ②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者 ③精神障害者(主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者) ④短時間雇用を希望する精神障害者 ⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等
5 職場体験実習	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験実習の実施 福祉施設利用者等の就労を希望する障害者に対して、就職への意欲の向上を図るために、区と共催で区役所や区内企業において職場体験実習を実施する。
6 働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援	<p>(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施【事業推進プランP.28】 働いている精神障害者及び発達障害者に対して、働き続けるためのコツや将来に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設け、意識啓発支援の充実を図る。</p>

時 期	対 象	規 模 等	備 考
通年	就労を希望する障害者、 就労中の障害者、 障害者の家族、 関係機関、企業担当者 など	電話等 7,400件 来所 1,300件 訪問等 2,300件	
通年	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	【平日の相談時間の延長】 実施日 毎週火曜日 実施時間 19時まで 【土曜相談】 実施日 毎月第2土曜日 実施時間 9時～16時	
通年	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	新規登録者数 100人 登録者数累計 1,400人 新規就職者数 60人 定着支援対象者数 850人	
年下半期	就労を希望する障害者、 就労している障害者、 障害者の家族、関係機関、 企業担当者 など	参加者 120人	
随時	就労を希望する障害者、 特別支援学校の生徒	実施人数 年24人	
随時	就労を希望する重度障害者等	利用推奨人数 年24人 利用期間 原則6か月 最長1年 実施日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 実施時間 10時～16時 利用日数 週2～3日 (利用時間数) (週10～15時間) 利用定員 6人	
随時	就労を希望する福祉施設利用者 等の障害者、 福祉施設支援員 など	実施人数 年55人	
通年	就労中の精神障害者 (精神障害者交流セミナー)	実施回数 年2回	
	就労中の発達障害者 (発達障害者交流セミナー)	実施回数 年2回	

事業名	事業内容
6 働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援	(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施【事業推進プランP.28】 働いている知的障害者に対して、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図る。

第2号事業 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

事業名	事業内容
1 障害者雇用に関する情報の提供	(1) 企業向けリーフレットの作成 企業の雇用支援を推進するために、障害者雇用制度や障害特性、対応方法などに関する内容を記したリーフレットを作成し、配付する。 (2) 企業との個別相談 障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対して、障害者の新規雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。
2 職場開拓	<ul style="list-style-type: none"> 職場開拓の実施【事業推進プランP.29】 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する工夫や配慮事項、活用できる障害者雇用制度を説明する。 重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を実施する。 ハローワークと連携して、障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先を開拓する。
3 企業の障害者雇用を推進するための支援	(1) 職場見学会・説明会の実施【事業推進プランP.29】 利用登録者や地域の福祉施設等の通所者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設ける。 (2) 企業による訓練見学会の実施【事業推進プランP.30】 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者との交流を図る場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などを理解、共有できるよう働きかける。 (3) 企業による情報交換会の実施【事業推進プランP.30】 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施する。

第3号事業 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発

事業名	事業内容
1 障害者就労に関する情報等の収集	(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関の連絡会に参加し、障害者の就労状況や障害者の就労支援に関する情報等を収集する。 (2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集する。

時 期	対 象	規 模 等	備 考
通年	就労中の知的障害者 (ワクサポ広場)	実施回数 年12回 実施日 毎月第3金曜日 実施時間 18時30分～20時	
通年	就労中の知的障害者 (知的障害者交流会)	実施回数 年2回	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
随時	企業	作成部数 100部	
随時	企業担当者	相談件数 2,300件	
随時	企業担当者	訪問企業数 年25社 開拓企業数 年2社	
随時	企業担当者、 就労を希望する福祉施設利用者 等の障害者、 福祉施設支援員 など	実施回数 年3回	
随時	企業担当者、 事業団就労移行支援利用者	随時	
随時	企業担当者	随時	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
随時	就労支援機関、企業 など	城南ブロック就労支援連絡会	
随時	関係機関	障害者雇用連絡会議等	

事業名	事業内容
2 障害者就労に関する情報等の提供	<p>(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。</p> <p>(2) ホームページの運営 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、内容の充実を図る。</p> <p>(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団の広報活動に努める。</p>
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発	<p>(1) ワークサポートセミナーの実施 障害者就労や障害者雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労に関する理解を深める。</p> <p>(2) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プランP.28】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族を対象としたセミナーを開催し、理解を深めるとともに家族同士の意見交換の場を提供する。</p> <p>(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プランP.28】 働いている発達障害者及びその家族が情報共有できる場を提供する。</p>
4 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析 国の検討会議や他自治体等における施策、他の就労支援機関や障害者雇用推進企業等による支援方法に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図る。

第4号事業 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

事業名	事業内容
1 地域の関係機関との連携の強化	<p>(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プランP.31】 雇用支援ネットワーク会議に参加する障害当事者の意見を直接聞いて、支援に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い共有できる場を提供することにより、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図る。</p> <p>(2) 福祉施設等関係機関との連携の促進【事業推進プランP.31】 重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設等関係機関との連携を促進する。</p> <p>(3) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プランP.31】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場などにおいて、福祉施設等関係機関などから働きながらでも使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を受けられる場を提供する。</p> <p>(4) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プランP.32】 精神障害者に対して、一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して保健センターとの情報共有を図り、連携を強化する。 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方、就労支援などに関して高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化する。</p>

時 期	対 象	規 模 等	備 考
四半期毎	福祉施設、団体 など	1回あたりの部数 1,300部 発行回数 年4回	
常時	障害者、障害者の家族、 福祉施設、団体、 企業、区民 など	随時更新	
随時	障害者、障害者の家族、 福祉施設、団体、 特別支援学校、区民 など	杉並区障害者週間事業、 福祉会館まつり、 特別支援学校での説明会等	
通年	障害者、障害者の家族、 福祉施設、団体、 企業、区民 など	実施回数 年1回	
通年	障害者の家族、 福祉施設、団体 など	実施回数 年1回	
通年	障害者、障害者の家族、 福祉施設、団体 など	実施回数 年1回	
随時	国の検討会議、他自治体、 他の就労支援機関、 障害者雇用推進企業 など	随時	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
随時	福祉施設、特別支援学校、 杉並区地域障害者相談支援セン ターすまいる、 ハローワーク など	実施回数 年12回	
随時	福祉施設、保健センター、 杉並区地域障害者相談支援セン ターすまいる など	随時	
随時	福祉施設、保健センター、 杉並区地域障害者相談支援セン ターすまいる など	随時	
随時	保健センター、 障害者生活支援課地域生活支援 担当 など	随時	

事業名	事業内容
1 地域の関係機関との連携の強化	<p>(5) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プランP.32】 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、連携を強化する。 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、若年認知症(65歳未満での発症)、難病等、様々な障害や症状を抱えた方や家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に活かしていく。</p> <p>(6) 特別支援学校等との連携の強化 学校訪問や採用前の職場実習への同行などを行い、スムーズな定着支援につなげる。</p> <p>(7) 困難ケースへの対応力の向上 通常の体制では支援が困難なケースについて、医療機関や福祉施設関係機関等のアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有、支援スキルの向上を図る。</p>
2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援	<p>(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報の提供及び連携の促進 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行う。</p> <p>(2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けて障害者就労に関するセミナーを行い、支援スキルの向上を図る。</p>

第5号事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

事業名	事業内容
1 就労移行支援事業	<p>(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な受け入れ 就労移行支援事業利用者の安定的な受け入れに努める。</p> <p>(2) 訓練プログラムの実施 職業準備性を高める訓練プログラムを実施する。 外部講師による講義や施設外活動の訓練プログラムを実施する。 スタートアッププログラムと緊密に連携し、事業効果の向上を図る。</p> <p>(3) 制度の変更等に対応した事業運営 利用定員などの制度の変更等に対応した事業運営を実施する。</p> <p>(4) 福祉サービス第三者評価の受審 福祉サービス第三者評価を受審し、提供サービスの再点検とさらなる向上を図る。</p>
2 就労定着支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業の利用から就職した障害者への定着支援の実施 就労移行支援事業の利用から就職して就職後6か月を経過した障害者を対象として、職場訪問や面談等による定着支援を行う。
3 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業の運営検討	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業の検討【事業推進プランP.26】 令和7年度後半から開始が予定されている「就労選択支援」の実施について調査、検討する。 就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた事業運営のあり方等に関する検討を実施する。

時 期	対 象	規 模 等	備 考
随時	医療機関	随時	
随時	特別支援学校	随時	
随時	医療機関、 在宅医療・生活支援センター 基幹相談支援センター など		
随時	福祉施設等関係機関	随時	
随時	福祉施設等関係機関	実施回数 年1回	

時 期	対 象	規 模 等	備 考
通年	就労を希望する障害者	利用期間 2年間 就職時の定着支援 6か月	
通年	就労を希望する障害者	利用定員 10人 開所日数 年240日 開所日 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 利用時間 10時～16時	
随時	-----	-----	
通年	-----	-----	
通年	就労移行支援事業の利用から就職して、定着支援を希望する障害者	利用期限 3年間 利用者 10人	
通年	-----	-----	

Ⅲ 事業推進プランの達成指標（数値目標）

「ワークサポート杉並・事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」における達成指標の令和5年度の実績見込みと令和6年度以降の目標値は以下のとおりである。

成果指標	現状	目標値		
	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 就職者数 ※1	33人	60人	70人	80人
② 職場定着率 ※2	85.4%	90%	90%	90%
③ 職場開拓企業数 ※3	1社	2社	2社	2社
④ スタートアッププログラム 利用者のステップアップ数 ※4	—	8人	9人	10人
⑤ 就労移行支援事業利用者の 就職率 ※5	62.5%	85%	85%	85%

活動指標	現状	目標値		
	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
① 新規登録者数 ※6	95人	100人	100人	100人
② 相談件数 ※7	10,521件	11,000件	12,000件	13,000件
③ 職場開拓訪問企業数 ※8	20社	25社	25社	25社
④ スタートアッププログラム 利用者数	—	12人	12人	12人
⑤ 就労移行支援事業平均利用 者数 ※9	10.3人	11.5人	11.5人	11.5人

※1 就職者数；事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

※2 職場定着率；事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日～3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

- ※3 職場開拓企業数；区内近隣で新たに雇用又は体験実習を受け入れた企業等の数
- ※4 スタートアッププログラム利用者のステップアップ数；当該年度の4月1日～3月31日の間にスタートアッププログラムの利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職または就労系福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）へ移行した者の人数
- ※5 就労移行支援事業利用者就職率；当該年度の4月1日～3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合
- ※6 新規登録者数；新規登録者の増加はスタートアッププログラムの利用者増も見込んだ人数
- ※7 相談件数；電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数
- ※8 職場開拓訪問企業数；職場開拓のための訪問等（オンラインによる打ち合わせも含む）を行った区内近隣の企業等の数
- ※9 就労移行支援事業平均利用者数；就労移行支援事業の1日当り平均利用者数（年間延べ出席人数／年間開所日数）

令和6年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

(ワークサポート杉並)

収 支 予 算 書

令和6年度 収支予算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,000	8,000	△ 1,000
基本財産受取利息振替額	2,851,000	2,416,000	435,000
基本財産運用益計	2,858,000	2,424,000	434,000
受取会費			
団体会員受取会費	13,000	11,000	2,000
賛助会員受取会費	15,000	25,000	△ 10,000
受取会費計	28,000	36,000	△ 8,000
事業収益			
就労移行支援事業収入	903,500	1,901,000	△ 997,500
受託事業収入	96,602,000	77,982,000	18,620,000
受取訓練等給付金	28,424,000	35,871,000	△ 7,447,000
受取利用者負担金	100,000	100,000	0
施設外就労業務事業収入	100,000	100,000	0
事業収益計	126,129,500	115,954,000	10,175,500
受取補助金			
受取国庫補助金	20,000	20,000	0
受取区補助金	16,225,000	16,434,000	△ 209,000
受取区サービス推進費補助金	3,507,000	4,274,000	△ 767,000
受取区交通費等補助金	1,051,000	884,000	167,000
受取補助金計	20,803,000	21,612,000	△ 809,000
雑収益			
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	7,000	7,000	0
雑収益計	9,000	9,000	0
経常収益計	149,827,500	140,035,000	9,792,500
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	6,426,000	6,358,000	68,000
給料手当	53,861,000	38,392,000	15,469,000
非常勤職員報酬	35,083,000	42,309,000	△ 7,226,000
通勤交通費	3,291,000	2,614,000	677,000
退職給付費用	2,634,000	1,200,000	1,434,000
福利厚生費	274,000	315,000	△ 41,000
法定福利費	17,450,000	15,415,000	2,035,000
旅費交通費	1,726,000	1,762,000	△ 36,000
通信運搬費	1,443,000	1,907,000	△ 464,000
減価償却費	589,000	844,000	△ 255,000
消耗品費	1,306,000	1,418,000	△ 112,000
修繕費	460,000	635,000	△ 175,000
印刷製本費	270,000	261,000	9,000
燃料費	41,000	41,000	0
光熱水料費	1,901,000	2,762,000	△ 861,000
賃借料	1,842,000	1,915,000	△ 73,000
支払保険料	776,000	823,000	△ 47,000
諸謝金	2,163,000	2,526,000	△ 363,000
租税公課	7,214,000	6,206,000	1,008,000
支払負担金	327,000	839,000	△ 512,000
委託費	10,571,000	9,946,000	625,000
図書費	28,000	40,000	△ 12,000

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費	10,000	10,000	0
訓練奨励金	60,000	180,000	△ 120,000
支払報酬	245,000	245,000	0
支払利用者工賃	280,000	732,000	△ 452,000
外注加工費	434,000	924,000	△ 490,000
施設外就労作業工賃	100,000	100,000	0
支払交通費給付金	467,000	442,000	25,000
支払給食費給付金	584,000	442,000	142,000
雑費	394,000	404,000	△ 10,000
事業費計	152,250,000	142,007,000	10,243,000
管理費			
役員報酬	842,000	1,085,000	△ 243,000
非常勤職員報酬	165,000	0	165,000
通勤交通費	14,000	0	14,000
退職給付費用	6,000	0	6,000
福利厚生費	5,000	1,000	4,000
法定福利費	177,000	51,000	126,000
旅費交通費	2,000	1,000	1,000
通信運搬費	34,000	48,000	△ 14,000
減価償却費	18,000	24,000	△ 6,000
消耗品費	29,000	28,000	1,000
修繕費	0	1,000	△ 1,000
印刷製本費	652,000	451,000	201,000
光熱水料費	59,000	85,000	△ 26,000
賃借料	43,000	46,000	△ 3,000
諸謝金	24,000	40,000	△ 16,000
租税公課	72,000	72,000	0
委託費	288,000	274,000	14,000
図書費	79,000	60,000	19,000
会議費	40,000	40,000	0
渉外交流費	20,000	20,000	0
雑費	100,000	100,000	0
管理費計	2,669,000	2,427,000	242,000
経常費用計	154,919,000	144,434,000	10,485,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,091,500	△ 4,399,000	△ 692,500
当期経常増減額	△ 5,091,500	△ 4,399,000	△ 692,500
2. 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,091,500	△ 4,399,000	△ 692,500
一般正味財産期首残高	30,871,688	37,678,417	△ 6,806,729
一般正味財産期末残高	25,780,188	33,279,417	△ 7,499,229
II 指定正味財産増減の部			
基本財産受取利息	2,851,000	2,416,000	435,000
一般正味財産への振替額	△ 2,851,000	△ 2,416,000	△ 435,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	503,094,683	503,054,402	40,281
指定正味財産期末残高	503,094,683	503,054,402	40,281
III 正味財産期末残高	528,874,871	536,333,819	△ 7,458,948

令和6年度 収支予算書内訳表
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引 引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	7,000	0	7,000
基本財産受取利息振替額	0	2,851,000	0	2,851,000
基本財産運用益計	0	2,858,000	0	2,858,000
受取会費				
団体会員受取会費	13,000	0	0	13,000
賛助会員受取会費	15,000	0	0	15,000
受取会費計	28,000	0	0	28,000
事業収益				
就労移行支援事業収入	903,500	0	0	903,500
受託事業収入	96,602,000	0	0	96,602,000
受取訓練等給付金	28,424,000	0	0	28,424,000
受取利用者負担金	100,000	0	0	100,000
施設外就労業務事業収入	100,000	0	0	100,000
事業収益計	126,129,500	0	0	126,129,500
受取補助金				
受取国庫補助金	20,000	0	0	20,000
受取区補助金	16,225,000	0	0	16,225,000
受取区サービス推進費補助金	3,507,000	0	0	3,507,000
受取区交通費等補助金	1,051,000	0	0	1,051,000
受取補助金計	20,803,000	0	0	20,803,000
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	2,000
雑収益	4,000	3,000	0	7,000
雑収益計	5,000	4,000	0	9,000
経常収益計	146,965,500	2,862,000	0	149,827,500
(2) 経常費用				
事業費				
役員報酬	6,426,000	0	0	6,426,000
給料手当	53,861,000	0	0	53,861,000
非常勤職員報酬	35,083,000	0	0	35,083,000
通勤交通費	3,291,000	0	0	3,291,000
退職給付費用	2,634,000	0	0	2,634,000
福利厚生費	274,000	0	0	274,000
法定福利費	17,450,000	0	0	17,450,000
旅費交通費	1,726,000	0	0	1,726,000
通信運搬費	1,443,000	0	0	1,443,000
減価償却費	589,000	0	0	589,000
消耗品費	1,306,000	0	0	1,306,000
修繕費	460,000	0	0	460,000
印刷製本費	270,000	0	0	270,000
燃料費	41,000	0	0	41,000
光熱水料費	1,901,000	0	0	1,901,000
賃借料	1,842,000	0	0	1,842,000
支払保険料	776,000	0	0	776,000
諸謝金	2,163,000	0	0	2,163,000
租税公課	7,214,000	0	0	7,214,000
支払負担金	327,000	0	0	327,000
委託費	10,571,000	0	0	10,571,000
図書費	28,000	0	0	28,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 合計	法人会計	内部取 引消去	合 計
会議費	10,000	0	0	10,000
訓練奨励金	60,000	0	0	60,000
支払報酬	245,000	0	0	245,000
支払利用者工賃	280,000	0	0	280,000
外注加工費	434,000	0	0	434,000
施設外就労作業工賃	100,000	0	0	100,000
支払交通費給付金	467,000	0	0	467,000
支払給食費給付金	584,000	0	0	584,000
雑費	394,000	0	0	394,000
事業費計	152,250,000	0	0	152,250,000
管理費				
役員報酬	0	842,000	0	842,000
非常勤職員報酬	0	165,000	0	165,000
通勤交通費	0	14,000	0	14,000
退職給付費用	0	6,000	0	6,000
福利厚生費	0	5,000	0	5,000
法定福利費	0	177,000	0	177,000
旅費交通費	0	2,000	0	2,000
通信運搬費	0	34,000	0	34,000
減価償却費	0	18,000	0	18,000
消耗品費	0	29,000	0	29,000
修繕費	0	0	0	0
印刷製本費	0	652,000	0	652,000
光熱水料費	0	59,000	0	59,000
賃借料	0	43,000	0	43,000
諸謝金	0	24,000	0	24,000
租税公課	0	72,000	0	72,000
委託費	0	288,000	0	288,000
図書費	0	79,000	0	79,000
会議費	0	40,000	0	40,000
渉外交流費	0	20,000	0	20,000
雑費	0	100,000	0	100,000
管理費計	0	2,669,000	0	2,669,000
経常費用計	152,250,000	2,669,000	0	154,919,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,284,500	193,000	0	△ 5,091,500
当期経常増減額	△ 5,284,500	193,000	0	△ 5,091,500
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,284,500	193,000	0	△ 5,091,500
一般正味財産期首残高	10,596,635	20,275,053	0	30,871,688
一般正味財産期末残高	5,312,135	20,468,053	0	25,780,188
II 指定正味財産増減の部				
基本財産受取利息	0	2,851,000	0	2,851,000
一般正味財産への振替額	0	△ 2,851,000	0	△ 2,851,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	503,094,683	0	503,094,683
指定正味財産期末残高	0	503,094,683	0	503,094,683
III 正味財産期末残高	5,312,135	523,562,736	0	528,874,871

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
(令6年4月1日から令和7年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

- (1) 資金調達の見込みについて
当期中における借り入れの予定はありません。

- (2) 設備投資の見込みについて
当期中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。